

小規模契約希望者登録申請

令和7・8・9年度申請の手引き



令和8年1月

鴻巣市

鴻巣市小規模契約希望者登録申請について

令和7・8・9年度用

1 申請案内

令和7・8・9年度の小規模契約希望者登録申請（以下「申請」という。）を下記要領で受付しますので、申請書に必要書類を添付のうえ、提出してください。

この制度は、鴻巣市が発注する小規模で履行の確保が容易な工事又は製造の請負、財産の買入れ及び物件の借入れ等（以下「小規模契約」という。）について、市内に居住し主たる事業所を置く小規模事業者の受注の機会を拡大し、積極的に活用することにより、市内経済の活性化を図るものです。

鴻巣市が発注する小規模契約の見積り、契約等の参加を希望する者は、鴻巣市小規模契約希望者登録者名簿（以下、「小規模登録名簿」という。）に登録をお願いします。

※小規模契約の契約金額は、工事又は製造の請負200万円、財産の買入れ150万円、物件の借入80万円、財産の売払い50万円、物件の貸付け30万円、その他のもの100万円を超えないものとします。（鴻巣市契約規則第13条随意契約によることができるとする予定価格の範囲内）

※なお、本登録では、市で行う入札には参加できません。入札に参加いただくには、入札参加資格者名簿への登録が必要となります。小規模登録名簿と入札参加資格者名簿への同一業種での重複登録はできません。

(1) 申請について

申請書類の提出方法 郵送又は持参にて提出してください。なお、郵送の場合は到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。

書類到達の確認に係る問合せには対応できません。

受付期間 令和6年12月23日（月）から 令和7年1月17日（金）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

※郵送の場合は、令和7年1月17日（金）必着

※受付期間以降も随時申請を受付しますが、有効期間は3年間の残期間とします。

【郵送の場合の送付先】

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

鴻巣市役所 総務部 契約検査課

※封筒の表に「小規模契約希望者登録申請書在中」と記載してください。

【持参の場合】

受付時間 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （12:00～13:00を除く）

受付場所 契約検査課（鴻巣市役所本庁舎4階）

有効期間 3年間（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）

(2) 申請及び登録できる者

鴻巣市内に居住し、主たる事業所（本店）を有する者

(3) 登録できない者

次のいずれかに該当する者は申請できません。

(ア) 鴻巣市内に居住していない者

(イ) 鴻巣市内に主たる事業所（本店）を有していない者

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(エ) 鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく資格者名簿

（以下「工事入札名簿」という。）に登録されている者で小規模契約希望者登録要領の別表区分から工事を選択し、登録を希望するもの

(オ) 鴻巣市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく鴻巣市物品売買等競争入札参加資格者登録名簿（以下、「物品入札名簿」という。）に登載されている者で小規模契約希望者登録要領の別表区分から物品等を選択し、登録を希望するもの

(カ) 希望業種を履行するために必要な資格又は許可を有していない者

(キ) 市税を滞納している者

(4) 提出書類

①鴻巣市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号（第3条関係））

②住民票^{※1}（代表者の住民票（コピー可））【市役所新館 1F 市民課で発行】

※個人番号、住民票コード、本籍、続柄の記載の無いもの（個人番号、住民票コードの記載がある場合はお預かりできませんので、ご注意ください）

③完納証明書^{※1}（コピー可）【市役所新館 2F 収税対策課で発行】

法人：法人の完納証明書

個人事業主：完納証明書

④希望業務・業種にかかる免許（許可）証等（写し）

- ・他の法令に定める登録、免許又は許可等が必要な業種に関しては、その許可証等
- ・技術者の免許 申請書に記載した資格等がある場合は、その免状

※1 証明書は、3か月以内に発行したものを添付してください。

(5) 登録有効期間について

3年間（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）

ただし、随時受付による登録の場合は、3年間の残期間とします。

(6) 注意事項

- ・必要書類及び記入事項に不備のあるものは受付いたしません。
- ・登録業者として決定した場合でも、特に通知いたしません。
- ・小規模登録名簿は一般に公開し、埼玉県や鴻巣市に関係する団体等に情報提供することがあります。

2 小規模契約の履行について

(1) 契約について

契約については随意契約で行います。業者から見積りを徴し、契約の相手方を決定します。

なお、見積り依頼があった場合、都合により辞退することは自由ですが、その場合には必ず見積り依頼があった発注課に連絡をしてください。

(2) 契約書について

契約の相手方として決定した者は、発注課に契約書（請負金額が50万円を超え200万円以下のとき）又は請書（請負金額が50万円以下のとき）を提出してください。ただし、請書に関しては、契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる場合に限りです。発注課の指示に従い契約書又は請書の作成をお願いします。この場合の契約保証金は基本的には免除となります。（鴻巣市契約規則第17条関係）契約の履行については、鴻巣市契約規則、鴻巣市標準業務委託契約約款、鴻巣市物品契約約款及びその他関係法令等に基づき、信義に従って誠実に履行するものとします。

(3) 下請け等の禁止

契約した小規模契約の履行は、市が認めた場合以外、一部又は一括下請けをさせることはできません。自ら履行できる範囲内で、業種の登録申請してください。

(4) 請負代金等の支払時期

請負代金の請求は、小規模契約の納品後又は完了後に行う検査に合格した後、請求に基づいて支払います。請求を受けた日から工事等は40日以内に、業務委託は30日以内に指定の金融機関口座へ振り込みます。

(5) 関係書類の提出

契約を締結した小規模契約についての必要な提出書類（着手から完了まで）は、発注課の指示を受けてください。

3 その他

(1) 登録内容に変更が生じたとき

登録後、商号・所在地・代表者等の申請内容に変更が生じたときは、速やかに「小規模契約希望者登録事項変更届 様式第2号(第7条関係)」を契約検査課へ提出してください。

※変更届の様式は鴻巣市ホームページからダウンロードできます。

(2) 小規模登録名簿からの削除

小規模登録名簿に登録されている者が、下記のいずれかに該当した場合、名簿から削除されます。

(ア) 死亡（法人は解散）して90日を経過したとき。

(イ) 登録者又は代表者が刑法（明治40年法律第45号）に定める罰金刑以上にあたる罪を犯し、逮捕又は逮捕を経ず起訴されたとき。

(ウ) 申請内容に虚偽があったとき。

(エ) 市内に居住又は主たる事業所を有しないこととなったとき。

(オ) 小規模契約希望者登録要領の第2条各号のいずれかに該当したとき。

問い合わせ

鴻巣市総務部契約検査課

TEL 048-541-1321（代表） 内線 3440・3443・3445

FAX 048-541-9256

別表（第2条、第6条関係）

区分	業種
工事	<ol style="list-style-type: none">1 土木工事、土留工事及びしゅんせつ工事2 建築工事3 大工・木工工事及び手すり・階段等修繕4 左官工事5 タイル・レンガ・ブロック工事及び石工事6 とび・土工・足場工事7 舗装工事8 屋根工事及び修繕9 塗装工事及び外壁吹付工事10 防水工事11 造園工事12 電気工事、熱絶縁工事及び配線・照明設備類修繕等13 管工事及び水道・排水設備・水まわり設備修繕14 機械器具設置工事15 電気通信工事16 鋼構造物工事及び溶接加工等17 鉄筋工事18 板金工事及びシャッター修繕19 ガラス工事20 サッシ工事・取付け等21 内装工事、カーテンレール設置等22 建具工事、ふすま、障子工事、壁紙貼り付け等23 畳製造・修繕等24 家具工事、家具金物類取付け等25 ネットフェンス設置工事、門扉取付工事、同修繕等26 交通安全施設設置・修繕等27 看板、案内板、名板設置等

	28 清掃施設等設置工事
	29 その他
物品等	1 印刷 2 事務用品 3 新聞・書籍類 4 家具・建具 5 オフィス・OA機器 6 学校・保育用品 7 電気機器 8 精密機器 9 車両 10 一般機器 11 建設機器 12 医療及び衛生用品 13 日用品 14 寝具及び繊維装飾品 15 看板及び標識 16 消防、防災、交通及び防犯用品 17 燃料類 18 食料品 19 園芸及び農林水産用品 20 建設及び一般資材 21 建物等管理 22 サービス 23 IT関連業務委託 24 委託業務 25 賃貸借関係 26 買受け 27 その他